

日本子ども社会学会
会員各位

日本子ども社会学会 2025・2026年度理事選挙につきまして

日本子ども社会学会では、2025・2026年度の理事選挙を2025年1月14日(火)から2月3日(月)の期間に実施いたします。投票は電子投票システムを利用したWEB選挙となります。WEB選挙にはマイページのログイン情報(会員番号・パスワード)が必要となります。

投票日の約1週間前になりましたらWEB選挙投票のURLをお送りいたしますのでご確認をお願いいたします。

※マイページのログイン情報について

- ・2024年11月22日に送付しましたメール、「件名：【日本子ども社会学会】会員専用「マイページ」開設のお知らせ」をご確認ください。
- ・2024年12月25日に送付しましたメール、「件名：【【日本子ども社会学会】2025・2026年度理事選挙につきまして」をご確認ください。
- ・メールアドレスの登録が無いまたはメールアドレスが有効でない会員の方には、別途郵送にてお知らせをしています。ご確認ください。
- ・それでも不明な場合には、事務局(kosha-post@as.bunken.co.jp)までお問合せください。

日本子ども社会学会「役員選出規程」第1章第2条には、

理事選挙の選挙権・被選挙権は、会員たることを資格条件とする。ただし、2年以上にわたって会費未納の場合はその資格を失う。

とあります。今回は、2022年度までの会費を納入済みである会員が、選挙権・被選挙権の資格を有します(2024年11月29日時点で確認済み)。

新入会員の方は、2024年11月29日までに入会手続きが完了し、12月8日の理事会で承認された方を選挙権・被選挙権の有資格者としております。また、2024年度末(2025年3月31日)で退会する旨の申し出のあった会員につきましては、選挙権の資格は有しますが、被選挙権の資格者からは外しております。

1.選挙期間

2025年1月14日（火）10：00～2025年2月3日（月）17：00

2.選出方法

第1章 理事

第1条 理事の選出は、会員（賛助会員は除く）の無記名投票による。

第2条 理事選挙の選挙権・被選挙権は、会員たることを資格条件とする。ただし、2年以上にわたって会費未納の場合はその資格を失う。

第3条 名誉会員は、選挙権を有するが、被選挙権は有しない。

第4条 直前に連続2期4学会年度理事を務めた者、通算して6期12学会年度理事を務めた者は被選挙権を有しない。

第5条 投票は5名連記とする。ただし、5名未満でも有効とする。

第6条 選挙によって選出される理事の定数は、15名とする。

第7条 選挙区は全国区とする。

第8条 得票数上位15名を当選理事とする。

2 得票が同数の場合には、抽選とする。

選挙管理委員

松田 こずえ

田村 恵美

上地 香杜

本件に関するお問い合わせは下記 E-mail までお願いします。

日本子ども社会学会 事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

アカデミーセンター

E-mail : kosha-post@as.bunken.co.jp
